

平成 2 7 年第 1 2 回教育委員会

定例会議事録

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

東久留米市教育委員会

平成27年第12回教育委員会定例会

平成27年12月1日午前10時00分開会
市役所6階 602会議室

議題 (2) 諸報告

- ①市立小学校の国語の学力の現状と今後の取り組みについて
- ②市立小・中学校における「特別の教科 道徳」の一部先行実施について
- ③オリンピック・パラリンピック教育の推進状況と今後の取り組みについて
- ④市立中学校におけるパソコンの紛失事故について
- ⑤市立中学校におけるアレルギー事故の発生について
- ⑥教育委員会だよりの発行月の変更について
- ⑧平成27年第4回市議会定例会について
- ⑨その他

出席者 (5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 川 雅 代
委 員	細 田 初 雄

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	加 納 一 好
教 育 総 務 課 長	遠 藤 毅 彦
学 務 課 長	傳 智 則
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

- 直原教育長 これより平成27年第12回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席です。
-

◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は名取委員にお願いします。
○名取委員 はい。
-

◎議案の追加と会議の進め方

- 直原教育長 本日の会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。
○遠藤教育総務課長 「議案第72号 東久留米市奨学資金運営委員会委員の委嘱及び任命について」、及び諸報告「⑦東久留米市教育委員会委員教育長の休暇等(前期分)に関する報告について」は人事案件であるため、最後に非公開での審議及び報告を行いたいと考えています。
○直原教育長 委員の皆様にお諮りします。議案第72号及び報告事項⑦は人事案件であるため、最後に非公開での審議及び報告を行いたいとの説明がありましたが、よろしいですか。
(「異議なし」の声あり)

それではそのようにさせていただきます。

もう1点お諮りします。その審議の際、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項」により「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者及び三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」と規定されています。人事案件はいずれも教育委員と教育長に関する内容になりますが、離席せず、そのまま会議に出席させていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴者はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 いらっしゃいます。
○直原教育長 それではお入りいただきます。

(傍聴者入室)

◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認ですが、平成27年10月5日に開催した第10回定例会、10月26日に開催した第15回臨時会及び11月6日に開催した第11回定例会の議事録についてご確認いただきました。名取委員と細川委員から修正のご連絡をいただきましたが、ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、いずれの議事録も承認されました。

◎諸報告

○直原教育長 諸報告「①市立小学校の国語の学力の現状と今後の取り組みについて」から説明をお願いします。

○富永統括指導主事 資料の「東久留米市立小学校の国語の現状と今後の取り組みについて(案)」をご覧ください。先の教育委員会で、全国学力・学習状況調査ならびに市の学力調査の結果について報告しました。その中で、小学校の国語の分野に課題が見受けられましたので、今後対策を図っていくことをまとめたのが本資料です。「(1) 全国学力・学習状況調査の結果の概要」は先の調査結果の関係する部分を抜き出したものです。「国語A(知識)」に関する問題は、平均正答率が全国で1.3%低い状況です。また、平均正答率未満の児童の割合は少ないほうが良いのですが、全国より3.3ポイント多い状況です。続いて、「国語B(活用)」に関する問題は平均正答率が全国より2.7ポイント低く、正答率未満の児童の割合が全国より2.2ポイント多い状況となっています。【全国平均より下回っている課題のうち上位のもの】をご覧ください。今回課題が見られたものは「文の主語を捉(とら)えること」で、全国平均に比べて9.1ポイント低い状況です。「登場人物の行動を基にして場面の移り変わりを捉えること」が5.2ポイント低く、「目的に応じ文章の内容を的確に押さえながら要旨を捉えること」も4.7ポイント低い状況です。ほかにも、「声に出して読むときの工夫とその理由を書くこと」「必要な情報を読み取ること」などに課題が見られました。続いて、「(2) 児童・生徒質問紙調査の結果の概要」をご覧ください。「生活・学習習慣」ということで、このテストと同時に児童・生徒にアンケートをとっています。その中で、特に【家で、学校の授業の復習をしていますか】については、全国より9.7ポイント低くなっています。【読書は好きですか】については、全国より3.4ポイント低くなっています。「(3) 市学力調査の結果の概要」をご覧ください。同じ子どもたちを経年で調査しています。その中で平成25年度の小学校5年生と平成27年度、今年度の中学1年生という、同一の生徒の平均点を追跡調査したものです。その結果、全国平均を100として換算した場合、平成27年度中学1年生については25年度に比べて4.1ポイント、全国に比べると上昇している状況です。小学校5・6年生の指導を通して、全国平均より上回る効果や成果が出ていることが見受けられます。ただし、【全国平均より下回っている課題のうち上位のもの】ですが、小学校5・6年生の成果は上がっているものの、依然、「表現に注意して読むこと」「心情の読み取り」「同音異字」「季節の読み取り」「複合語の知識」などに課題が見られます。そういったことから、「2 課題」としてまとめています。一つ目は国及び市の学力調査から見えるものとして、「基礎的・基本的な知識及び技能に関する課題」が見られることです。全国であれば主語を捉えること、また、市の学力調査の結果で見ると、いわゆる語彙(ごい)に関する同音異字や複合語などに課題が見られます。こちらについては「立ち戻る指導」や「繰り返しの指導」を充実することにより、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に定着する必要があるだろうと考えています。また、「思考力、判断力、表現力等に関する課題」については、「授業改善を図ることで、思考力、判断力、表現力等を伸長する必要がある」

と考えています。特に、思考、判断、表現については、例えば、全国学力・学習状況調査であれば内容を的確に押さえながら要旨を捉えること、必要な情報を読み取ること、心情を読み取ることなどに、国、市ともに課題が見られていることから、思考、判断、表現について課題としてまとめています。続いて、「3 今後の方向性」をご覧ください。こういった課題が見られたので、今後の方向性として5点示しています。基礎的・基本的なものに関しては、1点目が、児童が達成感を得ることができる問題を活用する。2点目は、学習の習慣づけができる教材を活用する。3点目は、既習の指導内容に立ち戻る指導の充実を図るが必要であると考えています。思考、判断、表現等に関することについては身に付けた力を活用し、主体的に取り組める言語活動の充実を図る。これは授業の中で充実させていく必要があるということです。また、必要な情報を得たり、まとめたりする多様な読書活動の充実を授業の中で取り入れていかななくてはならないと考えています。そういった方向性を踏まえて校長会等と連携して、検討して進めていきたいと考えています。まずは小学校卒業時の市独自、若しくは学校独自になるかもしれませんが児童像の設定を考えています。2点目は、各校で本市が実施する「確かな学力の伸長を図るための調査」の伸び率の目標値を設定していくことです。「伸び率の目標値」と書いていますが、今後はさらに分析を行い、平均正答率未満の児童の割合についても、目標値等も設定できるのであればそれに向けて指導を充実させ、達成していければと考えています。3点目は、目標を達成するための取り組みを各校で立案し、実施するということです。詳細に分析していくと、国語についての課題は各校それぞれ違います。先ほど述べた「主語を捉えること」についてはできている学校もあります。また、語彙（ごい）についても非常によく定着している学校もあります。そういった学校については課題が別にありますので、各校がそれぞれに分析しているところです。授業改善のプランについては目標が各校で違ってくるため、各校で考え、達成していくことを考えています。さらに、東京ベーシックドリルの国語を活用することを考えています。東京都では算数のベーシックドリルが非常に多く取り扱われていますが国語のベーシックドリルもあり、その中には主語や述語に関するドリルもあります。語彙に関するドリルもあります。そういったものを活用しながら、先ほどの方向性のところで示した既習の内容に立ち戻る、習慣づけをするというところで活用していきたいと考えています。そして、市及び都の教育委員会による指導訪問も行います。毎年、小学校13校全てに指導室長と私、指導主事が3時間目から訪問し、放課後の研修まで視察しています。各小学校では5時間目に研究授業を開催していますが、来年度はその5時間目全てで国語の授業を行ってまいります。指導室ではその授業をもとに授業改善の指導をしていきたいと考えています。

○直原教育長 全国学力・学習状況調査等の結果から、特に小学校の国語に課題が見られるため、重点的な取り組みを検討してもらっています。いかがでしょうか。

○名取委員 「学校によっては主語、述語が捉えられている。語彙も理解できているところがある」という説明でした。しかし、課題ばかりに目を向けるのではなく、できているところについても「何でできたのか」がほかの学校と共有できると、より一層良いと思います。当然考えていらっしゃると思いますが念押しで伺います。

○富永統括指導主事 特に飛び抜けてできているという状況ではありませんが、本市のようにマイナス9.1ポイントまで低いということではなく、むしろプラスに動いて学校があり

ます。そういったところについては良いところを共有していければと思っているので、分析しているところです。また、小学校の校長会でも基礎的・基本的な知識及び技能の定着については大きな課題と受けとめています。良い取り組みを共有しながら、来年度は国語の能力の向上につなげていきたいと思っています。

○尾関委員 毎回言っているのですが、新聞を読む子と読まない子では学力テストの成績が10ポイント違うというデータがあります。特に、国語の学習の習慣付けについては既にやっていると思いますが、新聞を使った授業を導入し、しっかりやってもらいたいと思います。

○加納指導室長 新聞を使った学習の重要性については、教育委員会も認識しています。今年度から中学校には新聞を配布してもらい、活用しています。廊下や図書館に置いて、生徒の目に触れさせ、読む機会を増やしています。また、小学校では一般紙では取扱いが難しいので、国語の能力を育成していくための取り入れ方をさまざま検討しています。

○直原教育長 私からも質問します。「(2) 児童・生徒質問紙調査の結果の概要」の【家で、学校の授業の復習をしていますか】の結果が全国平均に比べて著しく低いのですが、要因は考えていますか。これについての取り組みを考えていますか。

○富永統括指導主事 要因については今後さらに分析していきますが、確かに前回と比べても著しく低くなっています。今年度からは土曜日の補習も始まりましたが、復習をしていないご家庭に、いきなり「家庭で復習をしてください」と言っても難しいと思います。しかし、啓発は必要ですので、家庭でも学習に取り組んでほしいということは学校を通して伝えてもらいます。放課後の補習等やドリルを活用しながら、家庭で復習ができない分、学校でできることに取り組んでいきたいと考えています。

○名取委員 【読書が好きですか】の質問に対する回答は、全国よりもかなり低くなっています。このことについて具体的にどうしたら良いか、考えはありますか。

○加納指導室長 今年度から全校に学校司書が配置されています。図書館連絡協議会で情報交換を行っていますが、中学校の教員からは「学校図書館が整備され、貸出数も増えてきている」との報告を受けています。図書館が整備されることによって中学校や、また、今まで学校司書が配置されていなかった学校についても読書量が伸びてくるのではないかと推測しています。

○名取委員 小学校についてはいかがですか。

○加納指導室長 小学校についても学校司書の配置は去年までは8校でしたが、今年度は13校全校に配置したので、今後は読書活動が充実していくと考えています。

○細田委員 「学校の授業の復習を」ということですが、塾での勉強内容のほうが学校の授業より先行している場合が多く、学校の授業が復習になっている傾向があると思います。その辺りについてはどうでしょうか。

○加納指導室長 そうした進学塾があることも事実ですが、ここの部分の調査内容は「学校から戻って家庭でどのくらい学習しているのか」ということです。復習しないからここには入れないということではなく、復習も含めて、家庭でどのくらい学習をしていますかという調査だと捉えています。

○直原教育長 これは来年度に向けての重点的な取り組みですので、今後も随時報告します。続いて、「②市立小・中学校における『特別の教科 道徳』の一部先行実施について」の

報告をお願いします。

○富永統括指導主事 資料の「東久留米市における「特別の教科 道徳」の一部先行実施について（案）」をご覧ください。「国の動向」から説明します。「『道徳』の時間の教科化」をご覧ください。道徳は現在教科以外ですが、今後は「特別の教科 道徳」という名称になります。また、文部科学省検定済教科書を主たる教材として必ず使用することになります。現在、学校で使用しているものは教科書ではなく副読本であるため検定は行っていません。各校が判断しながら使用している状況です。また、評価に当たっては数値ではなく、文章で記述する評価になります。教科になると通常はA、B、C、による評価になりますが、道徳にはそぐわないだろうという理由からです。数値による評価ではなく、文章による評価になることで、『特別の』が付く一つの理由にもなっています。続いて、下の囲みはその後の国の動向です。今年の3月27日に学習指導要領の一部改正が告示され、7月3日には小・中学校両方の「小・中学校学習指導要領解説特別の教科 道徳編」が公表されました。店頭の本という形で出ていませんが、プリントアウトして使用できるようになっています。実施については、小学校が平成30年4月1日から、中学校は平成31年4月1日からになります。平成27年度からは移行期間ということで、全部または一部の実施が可能です。小学校は平成30年度の4月からの実施になるので、29年度に教科書採択が行われることとなります。28年度には、文部科学省で道徳の教科書の検定があるという状況です。この改訂により、大きく変わる点は「考え、議論する」道徳になるということです。今までのような、子どもたちが座って話を聞き、先生が求めている回答を言うものではなく、主体的に子どもたちが考え、どうしていくのかを議論していく道徳へ変えていこうと示されています。併せて、現代的な課題を道徳の中でも取り扱うことが示されています。例えば、いじめ問題や情報モラルに関することなども、題材として取り上げていくことになると思います。

続いて、「都の動向」です。国の動向を受け、東京都では都内の公立小・中学校等において移行期間における先行実施をできるよう準備を進めています。なお、ここでは「先行」としてはありますが、今後は「先取り」という文言に直させていただくと思います。東京都教育委員会は円滑にできるように、区市町村教育委員会及び学校を支援していくこととなります。「新しい指導内容について、教科書が発行される前に先行して指導できるように支援する」ということです。平成30年度からの実施のため、平成28、29年度に一部先取り実施するにしても教科書がない状態であるため、この2年間はこういったものが教材として使えますというものを東京都も示すということです。平成28年2月には、各校で活用できる教材資料を指導部から配布するということです。その点について、今月15日の東京都の説明会には本市の全小・中学校の教員が一人ずつ参加します。「新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた指導等の取り組みができるように支援する」については、考えて議論をする、子どもたちが主体的に考える、そういった授業にするためには、今までの道徳の授業とは違う指導方法を取り入れていく必要があるだろうということです。東京都教職員研修センターが中心となり、資料を作成しています。こちらも今月の15日に全小中学校の教員に説明する際、内容について説明するとの連絡がきています。「各学校における組織的な推進体制の構築を支援する」ことについては東京都教育委員会が平成26年度から道徳について協議してきており、「東京都道徳教育推進教師養成講座」を実

施しています。今年度も各校から1人ずつ必ず参加することになっています。平成28年度までの3年間で、全校の代表が研修に行くこととなります。平成28年度から、「特別の教科 道徳」は一部先行で実施することが可能であると、東京都は示しています。下の囲みはその後の「都の動向」です。「道徳の時間において『特別の教科 道徳』の指導内容を実施する」こととなります。各学校では従前から活用している教材や都が提供する教材を活用し、指導方法等については各教育委員会及び各学校で、小学校であれば平成30年度、中学校であれば平成31年度に向けて継続的に研究・検討してほしいということです。また、「各学校における組織的な取り組みを一層推進してほしい」と示しています。

続いて、「本市の取り組みについて」です。本市では、平成28年度に、市立小・中学校における「特別の教科 道徳」を一部先取りで行いたいと考えています。準備期間も含めてということです。平成28年度は4時間の実施を考えています。道徳の授業は小学校1年生が年間34時間、小学校2年生から中学校3年生までは35時間になります。なお、小学校1年生だけは入学の第1週目は学校に慣れる期間ということもあり、道徳の時間が1時間少なく34時間になっています。来年度は35時間のうちの4時間を、新しい「特別の教科 道徳」の内容を含めた授業を行っていきたいと考えています。また、平成29年度以降の実施時数については、今後、国や都がさまざまな通達・通知等を出す予定です。その動向を踏まえて検討していきますが、平成29年度は4時間から時数を増やしていきたいと考えています。「現代的な課題を取り扱う中で『特別の教科 道徳』の指導内容を実施する」ということですが、年間35時間のうちの4時間は『特別の教科 道徳』の内容を実施し、残りの31時間はこれまでの道徳の時間の指導を実施していきます。取り扱う現代的な課題については国や都から示されている例を十分吟味し、「いじめ問題」「生命尊重の精神」「情報モラル」「グローバル化」の4点を現代的な課題として、来年度に先ずは4時間先取りしていきたいと考えています。この4時間分の教育課程上の位置づけについては、東京都からも示されています。道徳の時間としてカウントするようにとの指示に従い、道徳の時間として扱いたいと考えています。「考え、議論する」道徳へ向けた指導法については各校で工夫してもらうことを考えています。また、「『特別の教科 道徳』についての評価は行わない」ということです。国も評価について検討しています。その動向を踏まえ、さらに東京都からも示されてきますので、それに従って本市も検討していきます。平成29年度については国、都の動向を踏まえ、どうしていくか検討していきたくて考えています。その下の囲みは「本市の取り組み状況と今後の予定」です。来年度28年度からの先取りの実施に関連し、本市でも7月3日に「学習指導要領解説」が公表されたことを受け、7月23日から取り組みを始めています。7月には、夏季特別研修の中で「特別の教科 道徳」について小学校の教員12人、中学校教員6人が参加する研修において、本市は先行して説明会を開始しています。その後、校長会、副校長会において説明するとともに、東京都の小学校道徳教育研究会に協力を仰ぎ、研究授業への参加を4回行いました。また、小学校の本市の授業改善研究会は道徳部会でも、2回の授業を実施してもらう予定です。直近では、明日の12月2日に授業改善研究会が開催されます。こちらにも「特別の教科 道徳」に沿った形の授業研究をやってもらうことになっています。11月13日（金）には南中学校で、「特別の教科 道徳」の内容に従った授業を全学級で実施してもらいました。こちらについては各校1人参加してもらい実際の授業を見ても

らいました。その後、指導室から「特別の教科 道徳」について、中学校の先生方に説明会を実施しています。このように、本市も来年度に向けて、先取りで実施するための準備を進めています。12月15日は都の説明会、それを受けて12月18日には今後の市の取り組みについて、道徳推進教師と本市の管理職を対象とした研修を指導室で実施する予定です。2月17日には、市内の全教員が参加する授業改善研究会の発表会があります。その場では小・中学校の全教員への悉皆という形で、道徳についての説明も行う予定です。このように来年度は4時間、先ずは先取りで実施するに当たっての準備を本市でも進めています。

○直原教育長 何かご質問やご意見はありますか。

○名取委員 先ほど、都の研修会に各校1人ずつは必ず参加するが、26、27、28年の3年間に及ぶとの説明がありました。ということは、来年度に研修会に行くのは3分の1の教員になります。しかし、来年度からは全校一斉に先取り実施することになりますが、指導の点において大丈夫ですか。

○富永統括指導主事 東京都教育委員会では平成26年度から実施するに当たり、改訂の方向性を文部科学省と連絡を取りながら進めてきました。新しい趣旨を踏まえた研修は平成26年度から実施していますので、そういった点は内容的には大丈夫だと思います。

○名取委員 「考え、議論する」の趣旨についてはそのとおりだと思います。しかし、小学校1年生のような幼い子どもはまだ批判などはできませんから、そういった場合どのように考えていますか。

○富永統括指導主事 文部科学省から新しい道徳の授業についての発表があった時、「考え、議論する」ということが大きく新聞等で取り上げられました。ただし、実際に解説を読むと、主になるのは「主体的に子どもたちが考えること」になります。「考え、議論する」ということは一つキャッチフレーズとしてはありますが、求めているものは「自分で主体的に考えていくこと」になります。委員のおっしゃるとおり、1年生が議論することはさすがに無理です。むしろ、小学校では、「自分だったらどうするのか。相手の気持ちを主体的に考えてみよう」ということになります。そういった指導を積み重ねていくことで、最終的には中学校3年生では議論していく方向に向かっていくことが、発達段階に合っていると思います。35時間もしくは34時間すべてを議論に充てるというより、議論する部分もあれば話し合っていく部分もある、一緒に考えていく部分もあるということで授業を行っていきたいと考えています。

○直原教育長 先ほど11月13日に、南中学校の全担任が「特別の教科 道徳」を実施したということですが、具体的にどんなことをやったか紹介してもらえますか。

○富永統括指導主事 はい。南中学校では11月13日の6校時に、新しい趣旨に基づいた道徳の授業を公開しました。各中学校からは1人ずつ見に来てもらいました。中学3年生では道徳的な価値として非常に迷うものを題材として取り入れており、自分たちで議論するという場面になりました。テーマは「延命治療について」でした。実際に子どもたちは深く考えているようでした。このテーマについては大人でも議論が分かれるところです。そういったものを題材にしながら、道徳的な価値について迫っていく授業が行われ、子どもたちの率直な感想や正直な気持ちが出ていました。「僕はどちらが正しいのか分からない。けれども命について考えていくことは大事だと思う」という感想があり、まさにねら

うところだと思います。人権や人の生命、個人のことについて深く考える機会になったと思います。また、中学2年生ではちょうどラグビーのワールドカップをやっていた時期だったので、それを題材に取り上げていました。日本代表のチームに外国籍の選手が多くいることについて話し合いました。先生は多様な資料を用意されていました。「多面的に」ということが主体的に考えるに当たっては大事であるということで、先生方は五郎丸選手のツイッター、新聞記事等も含めて集められていました。子どもたちが言っていたことは、「日本のために一緒に戦う、頑張っていることについては人種、国など関係ないのではないか」という感想が出たそうです。南中学校の道徳の授業は非常にレベルが高かったと思います。先取りということもあり、まだ先生方には難しい部分もあるかと思いましたが、校長を中心に事前準備がきちんとできており、非常に提案性の高い授業だったと思います。もっと広く公開しても良かったのではないかと。研究授業として十分やれるのではないかと。いうレベルの授業でした。今後もそういった先事例を発信し、進めていきたいと考えています。

○直原教育長 という状況で、来年度に向けて鋭意進めているところです。次に「③オリンピック・パラリンピック教育の推進状況と今後の取り組みについて」の説明をお願いします。

○富永統括指導主事 資料の「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」中間まとめ（概要）」をご覧ください。「1 オリンピック・パラリンピックの教育の目標」ですが、学校では、オリンピック・パラリンピックの歴史、意義、国際親善等を果たす役割を先ずは正しく理解することを目指します。また、わが国と世界の国々の歴史・文化、習慣などを学んで交流すること、国際理解を深めることが目指されています。最後、そういったものを踏まえて、進んで平和な社会の実現に貢献することができることを目指しています。こちらの資料は東京都教育庁から出ていますので、目標が大きく示されています。学校としては国際理解を深める、平和に貢献することを目指していきたいと考えています。また、「教育が目指す人間像」として四つ示されています。右側の「2 取り組みに当たっての基本的視点」では、オリンピック・パラリンピックを通して「（1）すべての子供が大会に関わる」「（2）座学だけでなく、体験や活動を通じて学ぶことを重視する」「（3）大会後も見据え、計画的・継続的にオリンピック・パラリンピック教育に取り組む」としています。留意点としては基本的な三つの視点が示されています。2020年の東京大会に向け、こういった視点で今後、子供たちにオリンピック・パラリンピック教育を推進していくことで東京都から示されています。具体的な推進策は「（1）4つのテーマと4つのアクションによるプログラムの実施」「（2）段階的な推進－3つのフェーズ」「（3）国際理解・交流を促進するための仕組みの導入」です。なお、まだ（3）については正式に内容を示したものが通知されていません。現在、東京都から出されている情報はこの（1）と（2）の二つです。裏面をご覧ください。この内容により、都内の学校それぞれがオリンピック・パラリンピック教育を推進していくこととなります。現在、本市では南中学校でオリンピックの研究開発を行っています。小学校では第三小学校が取り組んでいます。来年度からは都内の全校に広げることになっています。「（1）4つのテーマと4つのアクションによるプログラムの実施」についても、来年度からは各学校で検討していくこととなります。東京都から示されたものはオリンピック・パラリン

ピック精神に加え、「4つのテーマと4つのアクション」です。こういった視点でプログラムを組んでいくのかということですが、縦横のマトリックスで示されています。四つのテーマとして「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」「文化」「環境」を挙げています。アクションの内容ですが、それぞれのテーマについて「学ぶ」「観る」「体験・交流する」「支える」という行動をしていくものです。例えば「学ぶ」というところの「オリンピック・パラリンピックの精神」の交わるところをご覧ください。「オリンピック・パラリンピックの精神、歴史、人物等について、基礎的な理解を深める」「オリンピック・パラリンピックが国際親善や平和な社会の発展に果たす役割を学ぶ」と、こういった形で、具体的に何に取り組むかが示されています。各学校が何をやっていくかということ、具体的に検討していくための資料として示されています。また、そういった視点に立ったプログラムについてですが、今後、「(2)段階的な推進－3つのフェーズ」が示されています。下から2020年に向かって上がっていきます。現在の2015年は準備期間となっています。オリンピック・パラリンピック教育の本格実施がいつから始まるかという、来年度のリオ大会終了後からになります。ここまでが準備期間になります。各学校ではそういった「4つのテーマ、4つのアクション」について十分検討し、リオ大会が終了後には本格的にオリンピック・パラリンピック教育を推進していく取り組みを進めていくこととなります。その後、上に向かって進んでいきます。「東京2020年大会に向け、4テーマ×4アクションで、オリンピック・パラリンピック教育を段階的に3つのフェーズに分けて展開し、大会開催時には大会に直接関わる「観る」「する」「支える」の体験に収斂させていく」と示されています。最終的には先ほどのアクションが4つあり、3つに直接かかわるものに収れんさせていきます。このように各学校で取り組んでほしいという大枠が示されています。表面にお戻り願います。(1)(2)についてはただ今説明しましたが、「(3)国際理解・交流を促進すること」は大きな取り組みとなりますが、現在、東京都でその仕組みについて検討しているところです。さまざまな国について子どもたちが調べたり、調べたことを発信したりするという内容で進めていくことになると考えていますが、情報が届き次第お知らせします。

○直原教育長 今は準備期間ですが、来年度以降は大幅にオリンピック・パラリンピック教育が拡充されていくという日程になっています。来年の今ごろはリオ大会が終わっていますので雰囲気はまったく違っていると思います。

○尾関委員 全校で導入するとなると各学校では担当の先生を決めるのですか。

○加納指導室長 来年度は本市でもオリンピック教育推進委員会を立ち上げ、各学校に推進委員をお願いし、オリンピック・パラリンピック教育を推進し、指導計画等も作成・検討していきたいと考えています。

○直原教育長 続いて、「④市立中学校におけるパソコン紛失事故について」の説明をお願いします。

○遠藤教育総務課長 資料の「東久留米市立南中学校におけるパソコン紛失事故に係る報告について」をご覧ください。本件は南中学校において授業等に用いる移動用パソコン1台の紛失事故に係る報告です。内容を読み上げ、説明とさせていただきます。「1. 発生事案の経過概要について」。東久留米市立南中学校の教職員の使用するパソコンのうち、平成24年9月1日から賃貸借契約により整備された移動用パソコン4台のうち1台（管理

上の名称「PC12」)が、所在不明であることが平成27年8月5日に判明しました。この後、南中学校における搜索活動として、前副校長を初めとした旧教職員への電話による聞き取り調査、学校に整備されているパソコンの過去の使用状況確認、校内搜索を教職員で分担して行われましたが、「PC12」の発見には至っていません。このため、校長から提出された報告書等や聞き取りをもとに、教育長に対して南中学校が実施した搜索等の結果から「PC12」紛失したとする報告を行っています。「2. 事案対象パソコンについて」。「(1) 使用状況について」。平成24年度に南中学校に整備された後、特定の個人が日常的に使用した状況にはなく、主に各教科の指導内容、方法に合わせて使用する授業用もしくは会議プレゼンテーション用のパソコンとして、教材や会議資料などの作成に使用されていました。こうした使用状況から当該パソコンにおいては、学校関係者等の個人情報を処理していた可能性はありません。「(2) 事案対象パソコンに関する契約上の処理について」。賃貸人に問い合わせたところ、「PC12」について契約期間となっている平成29年8月31日までの残存リース料に、賃貸借契約満了時点の残存価値分を合わせた金額に消費税額を足した金額を違約金(5万7千円)をとって支払う必要があるとのこと。また、これに合わせて、原契約から「PC12」1台分を除いた賃貸借契約に変更する必要があるとのこと。「3. パソコン等の物品管理の現状について」。南中学校では教職員の使用するパソコンの適正な管理運営といった部分において、「PC12」が整備された平成24年度当時の管理表が平成25年度の副校長異動時に引き継がれたか確認できない状況であり、特定の教職員に割り当てられたパソコンのほか、「PC12」と同様に使用者を特定せず使用されているパソコンの日常の管理が行われているとは言えない状況であったと考えます。こうした不適切な管理状況となったことは、特に教職員の使用するパソコンの管理運営を校長が副校長に一任したことから、副校長の一括管理となったことに起因するものと考えられます。このことから東久留米市物品管理規則(以下、「規則」という。)のいう校長・物品出納員・物品取扱員として学校に属する物品の適正な出納及び保管に関する事務、東久留米市立学校に関する教職員コンピューターの管理運営規程(以下「規程」という。)にある管理責任者、取扱責任者、担当者等がそれぞれの担うべき教職員の使用するパソコンの適正な管理運営が行える体制が築かれていなかったと判断するものです。また、パソコン等を施錠可能なロッカー等に格納または盗難防止のためのワイヤーによる固定等、物理的措置を施すことについては全てのパソコンに徹底されていたとは言えず、パソコン教室のロッカーで管理されていたとされる「PC12」の使用後の管理ができていなかったと判断するものです。一方、市教育委員会では購入により整備されたパソコン等の物品管理については、規則の規定により備品カードを備え管理していましたが、賃貸借契約(リース契約)により整備されたパソコン等については、管理のための措置は行っていませんでした。「4. 再発防止への取組みについて」です。本事案の原因として、学校に属する物品管理において学校及び市教育委員会の双方で、規則、規程等の規定にある適正な管理事務を組織的に行えていなかったことにあります。このことから、南中学校ではパソコン等の管理運営を副校長の一元管理としていた現状を改め、学校における校務について組織的に処理することを徹底します。今後、教職員の使用するパソコンの管理運営状況を定期的に取り扱責任者である副校長が担当者(教職員)から確認し、管理責任者である校長へ報告するものとします。また、教職員の使用す

るパソコンの物理的な管理として、これまでのワイヤーによる固定を基本としますが、授業での指導内容や会議等の必要に応じて職員室及び事務室以外の場所でパソコンを使用する場合、利用者は事前に管理職（管理責任者及び取扱責任者）の許可を得るとともに使用後の原状復帰に関する報告するよう定めます。市教育委員会においては、規則に規定する備品の現状確認に準じて、定期的に各小中学校に賃貸借契約（リース契約）により整備されたパソコン等の現況確認による管理を行っていくものとする一方、全小中学校にパソコンの適正な利用、管理を徹底するための指示を行うこととします。また今後、関係職員の服務上の責任については明確にしていきたいと思いますと考えています。以上です。

○直原教育長 パソコンの紛失が発覚し、管理体制に不備があったという報告です。この件についていかがでしょうか。

○名取委員 再度確認させていただきますが、紛失したパソコンですから実際に何が入っていたのかが気になります。先ほど個人情報のデータはないという説明でしたが、それは確かなのでしょうか。

○遠藤教育総務課長 紛失したPC12ですが、各教科の指導内容、方法に合わせて使用する授業用並びに会議プレゼンテーション用のパソコンとして教材や会議資料などの作成に使用されていました。したがって、本パソコンは成績など生徒の情報等を使用する端末ではありませんでした。このような使用状況から学校関係者等の個人情報を処理していた可能性はないので、本パソコンに個人情報が保存されているとは考えられません。

○尾関委員 再発防止への取り組みについて伺います。今までパソコンなどは「副校長の一元管理としていた」とありますが、ほかの物品も含め、特にパソコンというのは違う管理の仕方になると思います。再発防止の具体的な仕組みについてももう少し説明してください。

○遠藤教育総務課長 再発防止の仕組みについては大きく3点の対策を考えています。1点目は、学校に属する物品の出納及び保管については、東久留米市物品管理規則において校長、副校長を初めとして役割が規定されています。それぞれの役割を改めて確認し、学校に属する物品の出納及び保管を適正に行うように指示をし、徹底していききたいと考えています。2点目は、パソコン管理の徹底です。物品管理の中でも特にパソコンについては東久留米市立学校に設置する教職員用のコンピューターの管理運営規程において別途役割が規定されています。今回紛失したさまざまな場所に移動させて使用するパソコンについては、利用者が使用記録簿を使用し、管理責任者である校長、取扱責任者である副校長、あらかじめ指定された担当者に事前に承認を得るとともに原状回復したことを報告させることで組織的に管理できるよう指示し、徹底していききたいと思っております。3点目は、リース物品の管理です。これについては備品管理台帳と同様にリース物件の管理台帳を作成し、現況確認ができるよう整備をしていききたいと考えています。

○直原教育長 教育委員会と学校の管理体制の不備によりリース備品を紛失してしまったということで、非常に大きな問題だと思っています。改めてお詫びいたします。今後は教育総務課長から報告がありました再発防止の取り組みを、しっかりと実施していききたいと思います。よろしくお祈りします。

続いて、アレルギー事故が発生した件について説明をお願いします。

○傳学務課長 このたび市内の中学校でアレルギー事故が発生しましたので報告します。平成27年11月17日（火）午後2時ごろ、中央中学校の生徒（3年生男子）が重篤なア

アレルギー反応を発症しました。すぐに学校は救急を要請し、救急搬送・救急病院で治療した結果、本人は意識を取り戻し、その日のうちに会話ができるまで回復しました。翌日18日には退院し、19日から登校できている状況です。当日の経過です。本生徒はスクールランチをふだんどおり昼食の時間に喫食しました。5校時の体育の授業中に、本生徒からじんま疹が出て息苦しいという訴えがあり、保健室に来室させました。3年生ですので、養護教諭は修学旅行の前にアレルギー調査を行っており、その際、保護者から卵のアレルギーがあるかもしれないという申し出があったことを思い出し、校長に具申した上、すぐに救急車を要請しました。同時に両親にも連絡し、父親とは連絡がとれましたが、そのときに母親は電話に出なかったことから留守電にメッセージを入れています。その後、救急車を待つ間に本生徒は意識がもうろうとし、トイレに行きたいと言うが既に自立が困難な状況であり、その後、意識を失い、けいれん・失禁・嘔吐といった症状が出てきました。その時に救急隊が到着し、救命救急指定の救命病院（武蔵野赤十字病院）に搬送しました。救急車には養護教諭が同乗しています。病院に保護者が到着したときに主治医、救急の医師から説明があり、その診断によると「運動誘発性アナフィラキシーショック（最も重い症状のもの）」だという説明があったとのこと。生徒はHCU（高度治療室）で治療を受けた結果、意識も回復し、会話が可能な状況になったということです。そのときに校長が病院に到着し母親と一緒に生徒と会うことができ、そのときには顔色もよくなり生徒と普通に話をするのができたとの報告を受けました。当日の17日は生徒は入院し、翌18日に退院、19日から登校している状況です。背景ですが、小学校・中学校時代を通じ家庭からの学校生活管理指導表の提出はなく、給食のアレルギー登録、また、学校での対応はしてきませんでした。これまでもスクールランチは卵入りのメニューも含め普通に喫食、普通に生活をしてきた生徒でした。保健室で症状が悪化する前に養護教諭が本人から聞き取った内容によると、これまでも卵を食べてから走ると、じんま疹が出ることがあったという話が聞かれています。ただし、医学的な原因食材の特定は退院時、11月20日時点ではなされていませんが、入院したときに検査した結果が翌週1週間後に出まして、検査の結果、原因食材は「卵」ではなく「小麦」がアレルゲンだったということが特定されたということです。いずれにしても、中央中学校ではこの事件が起きる前の週に教員が実践的な訓練を行っており、こういった事故が起こった際の対応について練習をしていた矢先のことであり、学校の対応はその訓練に基づき大変迅速なものがあり、適切な処置、適切な対応がとれたものと判断しています。

○直原教育長 この件についていかがですか。

○尾関委員 結果的には軽かったということですが、非常に重症だったということですね。学校の対応が遅かったら大変なことになっていたこともあり得たわけですね。このことをきっかけに、全学校に、届け出がない場合もこういう症状が出る場合があるなどの注意喚起はしましたか。

○傳学務課長 この事故があった直近の副校長会において、その時点までに知り得た情報について全小中学校に伝えていきます。また、意識を戻して平常の健康状態に戻ったことについてはメールを通じて各校の校長には伝えており、また、副校長会では中央中学校の対応が大変良くできたことについては、事前の研修や訓練が非常に大事であって、それが非常に役に立ったということを伝え、各学校でも準備を怠らないようお願いしたところです。

- 尾関委員 研修、訓練、シミュレーションなどを行っているか、やっていないか。また、やれるかどうかというチェックまでよろしくをお願いします。
- 傳学務課長 承知しました。
- 直原教育長 続いて、「⑥教育委員会だよりの発行月の変更について」の説明をお願いします。
- 遠藤教育総務課長 教育委員会だよりは年2回、7月1日と1月7日付で発行していますが、今年度については「1月7日号」を「3月15日号」に変更したいと考えています。理由ですが、1月12日に予定している中央教育審議会の北山会長と教育委員及び校長会との意見交換会を特集で掲載したいため、掲載に当たっての北山会長の了解はいただいています。また、「教育委員談話」ですが、3月15日号には細川委員と細田委員の原稿を掲載させていただきますのでよろしくをお願いします。
- 直原教育長 続いて、「⑧平成27年第4回市議会定例会について」の説明をお願いします。
- 師岡教育部長 資料として大きく4点用意しています。「平成27年第4回定例会期日程表（案）」、平成27年第4回市議会定例会提出議案の一覧表と教育委員会に係る議案第71号、議案第87号、議案第88号、議案第89号。平成27年第4回定例会一般質問届出の一覧表、平成27年第4回定例会請願付託表などです。まずは「平成27年第4回定例会期日程表（案）」をご覧ください。第4回定例市議会は12月3日～12月22日までの20日間の会期が予定されています。一般質問及び常任委員会等の日程は記載の通りです。2枚目の資料をご覧ください。議案番号第71号から第97号までの27議案が提出されています。「議案第71号 東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は来年1月から運用が開始されるマイナンバーに関するもので、特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものです。もともとなる番号法では個人番号の利用範囲を限定するとともに、特定個人情報の提供を制限していますが、地方公共団体が独自に個人番号を利用する場合や同一の地方公共団体内で個人番号を利用するといった情報連携を行う場合は条例で定めるものとされています。そこで、市が独自に利用する範囲を第4条で規定し、第5条では市長部局と教育委員会の間で行う特定個人情報の提供について規定しています。教育委員会の事務としては別表1、2、3とありますが、学務課の就園奨励費、就学援助が対象となります。続いて、「議案第87号 東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例」「議案第88号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例」「議案第89号 東久留米市スポーツセンター条例の一部を改正する条例」は11月6日の教育委員会で議案として制定依頼をし、承認をいただいています。その後、市長部局との調整において若干の修正がありましたので、主な修正部分については後ほど担当課長から説明します。そのほか、10月26日の教育委員会で議案として制定依頼をし、承認をいただきました「議案第90号 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定について」があります。
- 続いて、一般質問届出一覧表をご覧ください。議長を除く21人の議員から質問が出され、教育委員会関連では14人の議員から質問がありました。主な内容は学校の大規模改修、トイレの洋式化、放課後子供教室の進捗状況、特別支援教室の設置計画、スポーツ行政などについてです。
- 請願付託表をご覧ください。教育委員会関連では「27請願第75号 市立東中学校の安

全対策を求める請願」が出されています。東中学校の生徒が体育館を利用する際の交通安全対策、また、上の原土地利用構想整備計画が進む中で、これから東中学校に通うことになる第六小学校、神宝小学校の保護者の方にこの計画内容など説明会を開催してほしいというものです。詳しい審議結果については議会終了後の教育委員会で改めて報告します。

続きまして、生涯学習センター、市立図書館、スポーツセンターの議案に若干の修正がありましたので担当課長から説明します。

○市澤生涯学習課長 「議案第87号 東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例」について説明します。前回ご説明した内容との変更点になります。第6条と第7条については前回お配りした中では修正を加えることとなっていましたが、現行のとおりとなりました。第9条については文言整理を行うこととして変更しています。第12条から第17条については、前回の「第13条」を「第12条」に、「第14条」を「第13条」に、「第15条」を「第14条」に、「第16条」を「第15条」に繰り上げています。第16条については、現行の第12条、第13条、第14条、第15条、第17条の文言などを整理して「第16条」としています。第17条については、前回「第11条」としていましたが、条例の順番等を精査したところで「第17条」としています。この変更に伴い、現行「第11条」を変更後も現行のとおりとしています。

続いて、「議案第89号 東久留米市スポーツセンター条例の一部を改正する条例」について説明します。改め分の中の順番の入れ替えに伴い、若干の文言整理を行っています。前回、「第15条に次の2項を加え、同条を第17条にする」としていた部分を「第16条にする」としています。その変更に伴い、前回「第16条」としていた条文を「第17条」に変更しています。この変更に伴っての内容の変更はありません。前回の教育委員会からは条文の順番の入れ替えと若干の文言及び表現の修正を行ったものです。

○岡野図書館長 「議案第88号 東久留米市図書館条例の一部を改正する条例」について修正部分を説明します。第4条、第5条、第8条については文言整理を行うこととして変更しています。前回提案しました第9条（利用及び貸出しの登録）、第10条（貸出しの手続）についてはこれをまとめて「第9条（貸出しの登録）」とし、内容は「利用者は、図書館の資料の貸出しを受ける場合は、事前に教育委員会に登録の申込みをし、利用カードの交付を受けなければならない。」という条文に変更しました。このため、前回の第11条から第19条までが1条ずつ繰り上がっています。第10条については「第1項」と「第2項」を入れ替え、第2項に「閲覧等」という文言を追加しています。第11条から第14条まで及び17条については文言整理を行うこととして変更しています。

○直原教育長 いずれも文言整理等という理解でよろしいですか。

○市澤生涯学習課長 はい。

○岡野図書館長 はい。

○直原教育長 このほかに報告事項はありますか。

○遠藤教育総務課長 委員の皆様も新聞等でご覧になられたかと思いますが、この11月に東京都は「東京都教育施策大綱」を策定しました。今後のご参考にもなると思いますので、お手元にお配りしています。後ほどお読みいただければと思います。

○直原教育長 委員の皆さんから何かありますか。

○細川委員 11月27日に、生涯学習センターにおいて小学生が出演する「連合音楽会」が

開催され、出席させていただきましたので報告します。これまでは自分の子どもの学校しか見られませんでした。今回は教育委員の立場で全学校を見ることができました。学校の特徴が出ていて非常に良かったです。音楽の先生にもそれぞれ得意分野があるようで、それが演奏に良く出ていたと思います。児童の気持ちの乗せ方など、私にとっても勉強になりました。最後に、統括指導主事と指導室長による学校ごとの素晴らしいコメントが発表され、さすが元学校の先生方だと思いました（笑）。

○直原教育長 続いて、人事案件の審議に入りますが、非公開で行いたいと思います。恐縮ですが、傍聴の方は退席をお願いします。

(傍聴者退席)

(公開しない会議を開く)

※第12回定例会は非公開の人事案件の審議を行った後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年12月1日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 名取 はにわ (自 署)